

令和5年度ひょうごセーフティネット住宅
登録支援事業
応募要領

令和5年6月

ひょうご住まいづくり協議会

[目次]		
1 事業の目的	1
2 事業の概要	1
(1) 対象とする住宅・期間		
(2) 交付申請期限		
(3) 補助金の額		
(4) その他		
3 補助金の範囲	2
4 交付決定	2
5 補助金の支払い・取消し	2
(1) 補助金の支払い		
(2) 交付決定の取消し		
6 補助事業者の責務	3
(1) 計画変更の承認等		
(2) 実績の報告等		
(3) この事業に関する事後のアンケート・ヒアリング 等への協力		
(4) その他		
7 応募方法	3
8 問合せ先・応募書類の送付先	4
[様式]	5

1 事業の目的

本事業は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第8条に規定する登録住宅(以下「セーフティネット住宅」という。)について、ひょうご住まいづくり協議会が、**先着順にて予算の範囲内**において、登録手続きに必要な費用を補助することにより、セーフティネット住宅の登録を促すことを目的とします。

<セーフティネット住宅とは>

賃貸人が、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として、都道府県等が登録した住宅

- 主な登録基準
- 床面積が25㎡以上(シェアハウスの場合、別途定める基準あり)
 - 耐震性・一定の設備(台所・便所・浴室等)を有すること
 - 家賃が近傍同種家賃と均衡を失しないこと

2 事業の概要

(1) 対象とする住宅・期間

対象は、申請時にセーフティネット住宅に未登録で、補助金交付決定後から、令和6年1月12日(金)までの間にセーフティネット住宅登録システムへ登録が完了した物件とします。

集合住宅の1住戸から登録可能で、登録には、入居を拒まない要配慮者の属性を選択することができ、すべての要配慮者を選択する必要はありません。

災害発生後に被災者が速やかに入居できるよう「被災者の入居を拒まない住宅」として登録することもできますが、「被災者」のみの登録は当事業の補助対象外とします。たとえば「高齢者、障害者、被災者の入居は拒まない」のように、被災者のほか、他の要配慮者を含む複数の属性を選択してください。

登録した住宅については、積極的に周知を行い、入居者募集を行ってください。

<登録システム HP アドレス>

<https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

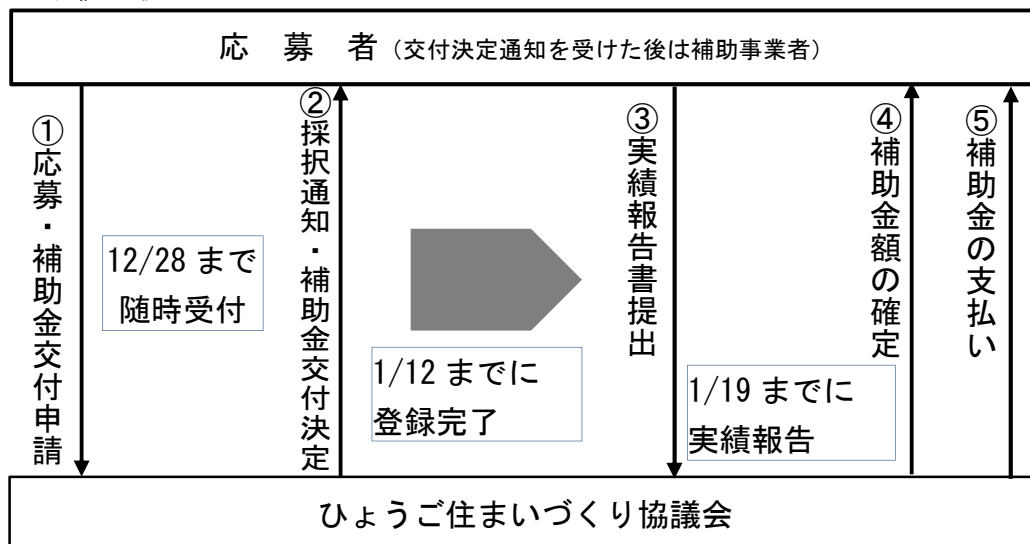
<登録窓口>

住宅の所在市町	窓口(登録機関)	登録手数料
神戸市	建築住宅局政策課 電話:078-595-6503	無 料
姫路市	住宅課 電話:079-221-2632	
尼崎市	住宅政策課 電話:06-6489-6608	
西宮市	すまいづくり推進課 電話:0798-35-3771	
上記以外	(公財)兵庫県住宅建築総合センター 電話:078-252-3982	

(2) 交付申請期限

補助金の交付を受けるには、令和5年12月28日(木)までに申請してください。

< 手続の流れ >



(3) 補助金の額

登録戸数1戸(空き家に限る)につき5千円とします(上限はありません)。

(4) その他

同一の内容で国、県又は市町等の補助金を受けている事業についての応募は認めません。

3 補助金の範囲

本事業に関する補助金の財源は国の予算であるため、補助金の支出に当たっては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)」、「国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)」、「住宅市場整備推進等事業費補助金交付要綱(平成21年4月1日国住生第4号)」及び本要領に基づいた適切な経理を行わなければなりませんので、ご注意ください。

4 交付決定

先着順にて、予算の範囲内において交付決定します。

5 補助金の支払い・取消し

(1) 補助金の支払い

令和6年1月19日(金)までに実績報告書を提出してください。それに基づき、セーフティネット住宅登録システムに登録されたこと(空き家であること)を確認し、交付すべき補助金の額を確定した後に支払います。

補助金交付決定通知を受けた応募者(以下「補助事業者」という。)が、補助金

の支払いを受けようとする場合は、上記実績報告書提出時に、併せて支払い請求書を提出してください。

(2) 交付決定の取消し

次に掲げる事項に該当する場合、協議会は、補助事業者に対して、補助金の全部若しくは一部を交付せず、その交付を停止し、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命じることがあります。

○補助事業者が補助金交付の条件に違反した場合

○補助事業者が本事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合

○交付の決定後に生じた事情の変更等により、本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

○補助事業者が補助金の交付の決定の内容その他法令又はこれに基づく協議会の処分に違反した場合

6 補助事業者の責務

補助事業者は、次の条件を守らなければなりません。

(1) 計画変更の承認等

補助事業者は、やむを得ない事情により、本事業を中止・廃止する場合、やむを得ない事情により、本事業が予定の期間内に完了しない場合、または、本事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに協議会に報告して、その指示を受けなければなりません。

(2) 実績の報告等

補助事業者は、令和6年1月19日（金）までに、実績報告書を協議会に郵送にて提出しなければなりません。

(3) 本事業に関する事後のアンケート・ヒアリング等への協力

補助事業者は、事業終了後、本事業及びその後の状況に関する調査・評価等のため、アンケートやヒアリング等に協力していただくことがあります。

(4) その他

補助事業者は、本事業により実施した調査等から得られたデータ等を原則公開することを条件とします。また、事業の成果に係る特許権等を取得した場合においては、その実施を求める者に対して、適正な対価を得て、平等に許諾することを条件とします。

7 応募方法

本事業に応募される団体は、「様式1」を協議会事務局あてに提出してください。

応募期間は、令和5年12月28日（木）（必着）までとします。

[注意事項]

(1) 同一の内容で、国や県等の補助金等を受けている事業では応募することはできません。

- (2) 同一の応募者が同一内容の事業を重複して応募することはできません。
- (3) 応募書類が、本要領に従っていない場合や不備がある場合、記述内容に虚偽があった場合は、原則、応募を無効とします。
- (4) 応募書類は返却いたしませんので、その旨あらかじめご了承ください。

8 問合せ先・応募書類の送付先

ひょうご住まいづくり協議会事務局（兵庫県住宅政策課住宅行政班内）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話：078-362-3611 ファクシミリ：078-362-9458

e-mail：jutakuseisaku@pref.hyogo.lg.jp

（受付時間：9:00～17:30（土日祝日を除く。））